

令和7年度

運行管理の高度化に対する支援に
おける補助対象機器に関する
選定要領

令和7年5月22日

目 次

1. 目的.....	1
2. 申請者の要件.....	1
3. 補助対象機器の要件.....	1
4. 告知.....	1
5. 申請方法.....	2
6. 申請期間.....	2
7. 申請に必要な書類及び提出部数.....	2
8. 申請先.....	2
9. 申請に関する問い合わせ先.....	2
10. 申請にあたっての注意事項.....	3
11. 申請書類の審査.....	3
12. 選定結果の通知.....	3
13. 選定結果に係るホームページへの掲載.....	3
14. 選定結果の有効期間.....	3
15. 仕様変更の申請.....	3
16. 軽微な仕様変更の届出.....	4
17. 選定廃止の届出.....	4
18. 選定の取消し.....	4
19. 要領の改訂.....	4

1. 目的

この選定要領は、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和 55 年 9 月 12 日自保第 151 号）別表 補助対象事業者等「自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）」に掲げるもののうち、「運行管理の高度化に対する支援における補助対象機器」（以下「補助対象機器」という。）を国土交通大臣が選定するための要件及びその他必要な手続きを定めることを目的とする。

2. 申請者の要件

申請者は、別添「事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において補助対象となる機器の選定基準について」（以下「選定基準」という。）に適合するデジタル式運行記録計又は映像記録型ドライブレコーダー（デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの機能を一体として有するものを含む。）の製造を業とする者とする。なお、当該機器の製造を別会社に依頼し、かつ、当該機器の販売を業とする者、又は、当該機器の主たる部分を製造する者（当該機器を構成する一部（ソフトウェアを含む。）の製造が別会社である場合。）は、製造を業とする者とみなす。

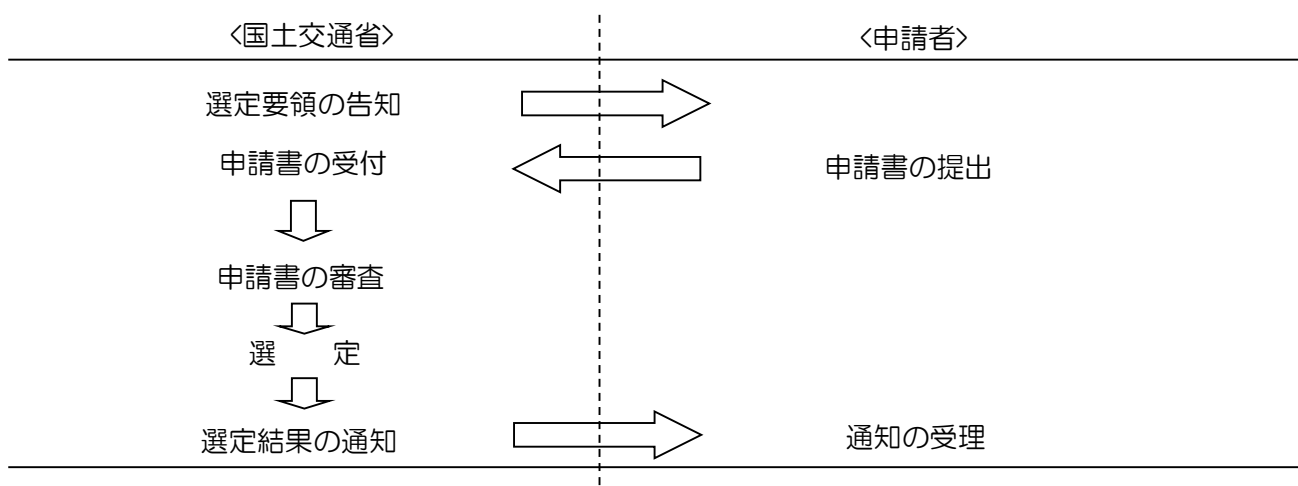
3. 補助対象機器の要件

補助対象機器は、選定基準に適合するデジタル式運行記録計又は映像記録型ドライブレコーダーであって、申請時点において既に販売され、申請後5年間は継続して使用できる条件が整っているものであり、なおかつ申請年度内において製造中止が予定されていないものに限定し、自動車運送事業者の規模にかかわらず、自動車運送事業者が手軽に導入できる機器を対象とする。但し、申請以降に販売が予定されている機器であっても、当該機器が申請の時点において既に販売されている機器の基本性能を有している場合は選定基準の対象とする。なお選定に際し、必要に応じて更なる要件を付すことがある。

4. 告知

国土交通省ホームページを通じて機器の申請に関する告知を行う。

（フローチャート）



5. 申請方法

申請者は、申請期間内に申請に必要な書類を郵送又は直接持ち込む方法により、「8. 申請先」に申請する。（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

6. 申請期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月6日（金） 当日消印有効

なお、申請に必要な書類を国土交通省へ直接持ち込む場合の受付時間は、平日の10時から17時までの間とする。（ただし、12時から13時の間を除く。）

7. 申請に必要な書類及び提出部数

- （1） 運行管理の高度化に資する機器選定申請書（様式1）
- （2） 機器の概要（様式2）
- （3） 機器の導入費用及び販売実績（様式3）
- （4） 選定基準に係る自己チェック表（デジタル式運行記録計）（様式4-1）
選定基準に係る自己チェック表（映像記録型ドライブレコーダー）（様式4-2）
- （5） 各要件に係る根拠資料（自己チェック表の根拠資料欄に記載してある番号を記載する。また、根拠となる部分をマーカー等で強調し、該当頁に付箋を付すこと。）
- （6） 申請機器のパンフレット
- （7） 機器の製造を業とする者が複数の場合は、申請機器の主たる部分以外の製造を業とする者についての一覧表（例：ソフトウェア製造者一覧表、部品製造者一覧表等）。
様式2及び様式3は、当該機器の製造に係る全ての者を含めて詳細に記載する。
- （8） その他（必要時のみ）

8. 申請先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館8階

国土交通省物流・自動車局安全政策課 補助金係あて

※申請に必要な書類は封筒に入れ、宛名面に「運行管理の高度化に資する機器に係る申請書 在中」と明記。

9. 申請に関する問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局安全政策課 担当：上原、角田

電話03-5253-8111（内線41623、41624）

※受付時間：平日の10時～17時（ただし、12時から13時の間を除く）

10. 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請書の記載内容等は、国土交通省が認めた場合を除き、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、申請書類の返却は行わない。
- (2) 申請者の要件を満たさない者が申請した申請書類又は虚偽の記載をした申請書類は、無効とする。
- (3) 申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (4) 必要に応じて、国土交通省から追加資料の提出や説明を求めることがある。

11. 申請書類の審査

国土交通省は、申請書類をもとに、申請された機器が選定基準に定める要件に適合しているかを審査し、補助対象機器を選定する。その際、必要に応じ申請する機器の現品の主たる部分の提示やデモンストレーションの実施を求める場合がある。

12. 選定結果の通知

国土交通省は、選定結果を「選定結果通知書」(様式5)により申請者へ通知する。なお、申請者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。

13. 選定結果に係るホームページへの掲載

選定した補助対象機器は、機器の分類ごとに以下の項目を国土交通省のホームページに掲載する。

- (1) 補助対象機器の名称(型式)
- (2) 補助対象機器の概要
- (3) 補助対象機器の製造を業とする者の氏名又は名称及び電話番号
- (4) 補助対象機器の概要が掲載されたホームページのURL
- (5) その他特記事項

但し、必要に応じ内容の追加、変更あるいは削除を行うことがある。

14. 選定結果の有効期間

補助対象機器の有効期間は、選定した日の属する会計年度の末日までとする。

但し、補助対象機器の仕様変更等により選定基準に定める要件に適合しなくなった場合は、会計年度の途中であっても補助対象機器の選定を取り消すことがある。

15. 仕様変更の申請

選定された補助対象機器の仕様を変更(軽微な仕様変更を除く)しようとするときは、選定を受けた者は速やかに仕様変更申請書(様式6)を「8. 申請先」に申請し、その承認を受け

なければならない。その際、必要に応じ、選定を受けた者に対し仕様変更申請対象となる機器の現品の主たる部分の提示及びデモンストレーションの実施を求める場合がある。

仕様変更の審査結果については、「仕様変更に対する通知書」（様式７）により申請者へ通知する。なお、選定を受けた者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。

また、仕様変更の申請を行わず補助対象機器の仕様を変更した場合は、選定結果を取り消すことがある。

１６．軽微な仕様変更の届出

軽微な仕様変更とは、選定基準の適否に係る変更以外の変更であって、補助対象機器の性能等に影響を与えない変更をいう。この変更の際には、速やかに仕様変更届出書（様式８）により「８．申請先」に届け出なければならない。

１７．選定廃止の届出

選定を受けた者は、補助対象機器の製造を終了する等の理由により、補助対象機器の選定廃止を行おうとするときは、速やかに「選定廃止届出書」（様式９）を「８．申請先」に届け出なければならない。

国土交通省は、「選定廃止届出書」を受理後、速やかに選定廃止の対象となる機器を国土交通省のホームページから削除する。

１８．選定の取消し

国土交通省は、虚偽の申請、誇大広告、又は選定結果の不正使用等の行為を確認した場合は、補助対象機器の選定を取り消すことがある。また、補助対象機器の選定を取り消したその旨速やかに選定を受けた者に通知する。

１９．要領の改訂

本要領等は必要に応じ改訂を行うことがある。改訂を行った場合には、速やかに国土交通省のホームページに掲載する。

附則

本要領は、令和７年５月２２日より適用する。